

長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、長岡京市における同和地区の文化芸術の振興及び啓発のため開催される北開田文化祭に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市北開田文化祭事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、北開田文化祭実行委員会（以下「委員会」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、委員会が行う北開田文化祭事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、北開田文化祭事業に係るすべての経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、300,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、8月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用

しないこと。

- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (5) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (6) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第8条 委員会は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更及び承認)

第9条 第7条の規定による補助金等の交付の決定を受けた委員会が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市北開田文化祭事業補助金事業計画変更承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市北開田文化祭事業補助金事業計画変更承認書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 委員会は、第7条の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、事業の完了後、長岡京市北開田文化祭事業補助事業終了報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第8号)
- (2) 収支決算書(別記様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市北開田文化祭事業補助金確定通知書（別記様式第10号）により、委員会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた委員会は、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該委員会に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、特に必要があると認める場合は、前条の規定にかかわらず、事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 委員会は、前項の規定による概算交付を受けようとするときは、長岡京市北開田文化祭事業補助金概算交付請求書（別記12号様式）に第7条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第14条 委員会が次の各号の一に該当する場合には、市長は、補助金等の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金等の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金等の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金等の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金等の取消等を行った場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第13条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、委員会に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

- 第16条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、委員会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度の補助金に限り、第5条中「300,000円」とあるのは、「400,000円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

⑩

長岡京市北開田文化祭事業補助金交付申請書

長岡京市北開田文化祭事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第6条関係）

事業実施計画書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条関係）

収 支 予 算 書

収 入

（単位：円）

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額	説 明
計			

（注） 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

北開田文化祭実行委員会 様

長岡京市長 ⑩

長岡京市北開田文化祭事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業完了後30日以内に事業終了報告書を提出してください。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

⑩

長岡京市北開田文化祭事業補助金事業計画変更承認申請書

長岡京市北開田文化祭事業補助金の事業計画の変更承認を受けたいので、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更後の交付申請額 金 円
(交付決定額 金 円)

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書（変更後）
- (2) 収支予算書（変更後）

別記様式第5号（第9条関係）

事業実施計画書（変更後）

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第5号（第9条関係）

収 支 予 算 書（変更後）

収 入

（単位：円）

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額	説 明
計			

（注） 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

北開田文化祭実行委員会 様

長岡京市長 印

長岡京市北開田文化祭事業補助金事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり事業計画の変更を承認します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額（変更後） 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業完了後30日以内に事業終了報告書を提出してください。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市北開田文化祭事業補助事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第8号（第10条関係）

事業実績報告書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第9号（第10条関係）

収 支 決 算 書

収 入

（単位：円）

科 目	本 年 度 予 算 額	本 年 度 決 算 額	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	本 年 度 決 算 額	説 明
計			

（注） 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

北開田文化祭実行委員会 様

長岡京市長

印

長岡京市北開田文化祭事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした標記の補助金について、
長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり
交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名

住 所

代表者名

⑩

長岡京市北開田文化祭事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

別記様式第12号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名

住 所

代表者名

⑩

長岡京市北開田文化祭事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について概算交付を受けたいので、長岡京市北開田文化祭事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し